

シニア福祉アドバイザー検定 公式テキスト 正誤表 [vol.4]

作成日：2018年9月19日

ページ数/行数	誤(改正前)	正(改正後)	補 足
2ページ/9行目	2,977世帯	2,977万世帯	
6ページ/19行目	ケアマネジャー	ケアマネージャー	
15ページ/1行目	●介護福祉国家資格取得者約47万人のうち、実際に福祉・介護の分野に従事している人は27万人にとどまっている。★	●2017年12月現在、介護福祉士国家資格の登録者数は139万8,315人のうち、実際に福祉・介護の分野に従事している人は78万2,930人とどまっている。★	
27ページ/7行目	生きいき	生き活き	
28ページ/8行目 付記追加		『第一次ベビーブーム(団塊世代の誕生)』について右に付記	団塊世代は、1947年(昭和22年)～1949年(昭和24年)生まれの3年間で約806万人が誕生。
29ページ/4行目	高度経済成長期であり、第二次ベビーブームが起りました。当時の社会制度の目的は、防貧でした。	高度経済成長期であり、当時の社会制度の目的は、防貧でした。	第二次ベビーブームは、1971年(昭和46年)～1974年(昭和49年)の4年間です。
32ページ/4行目下の網掛け部分	<ul style="list-style-type: none"> 遺族基礎年金の支給対象を父子家庭へ拡大(2014年4月施行) 低所得の老齢・障害・遺族基礎年金の受給者に給付金を支給(2015年10月施行予定) 受給資格期間を25年から10年に短縮(2015年10月施行予定) 基礎年金の国庫負担の割合2分の1を恒久化(2014年4月施行) 短時間労働者への厚生年金保険・健康保険の適用拡大(2016年10月施行予定) 	<p>□ 囲み部分を訂正 [予定]を取る</p> <ul style="list-style-type: none"> ●網掛け4行目…(2015年10月施行) ●網掛け5行目…(2017年8月施行) ●網掛け10行目…(2016年10月施行) 	
64ページ/下から8行目	③共済年金	③共済年金 平成27年10月1日から厚生年金に統合	旧共済組合期間を有する者は、職域部分が支給される場合がある。
64ページ/下から6行目	国民年金と厚生年金保険・共済年金の3種類があります。	国民年金と厚生年金保険・共済年金の3種類があります。(共済年金は平成27年10月1日から厚生年金に統合)	
65ページ/図表3-7 2行目・右	職域相当部分	年金払い退職給付	旧共済組合期間を有する者は職域部分が支給される場合がある。
65ページ/図表3-7 3行目・右	共済年金	共済年金 平成27年10月1日から厚生年金に統合	
65ページ/下から2行目	月額15,250円(2014年度)	月額15,590円(2015年度)	旧共済組合期間を有する者は、職域部分が支給される場合がある。

ページ数/行数	誤(改正前)	正(改正後)	補 足
67ページ/ 下から7行目	2015年10月から厚生年金と共済年金の一元化が図られる予定です。	平成27年10月から厚生年金と共済年金の一元化が図られました。	
68ページ/12行目	共済年金は、厚生年金保険と同じ役割をになっており、制度の内容は厚生年金保険と基本的に同じです。	共済年金は、平成27年10月1日から厚生年金に統合されました。それに伴い、平成27年10月1日に「職域部分」は廃止されますが、同日前までの共済年金に加入していた期間分については、同月以後においても、加入期間に応じた「職域部分」が支給されます。また、廃止された「職域部分」にかわって新たに創設された「年金払い退職給付」は共済組合等から支給されることとなります。したがって、同日前と同日以後の期間の両方を有する方に対しては、同日前の期間に応じた「職域部分」と同日以後の期間に応じた「年金払い退職給付」の両方が支給されます。	
68ページ/ 下から4行目	加入期間を合算して、25年以上の期間が必要となります。	加入期間を合算して、今までは25年以上の期間が必要でしたが、2017年8月からは期間が10年に短縮されました。	
70ページ/ 下から9行目	網掛け部分：772,800円(2014年度の年金額)	779,300円(2018年度の年金額)	
71ページ/ 下から5行目	18歳未満の子をもつ妻	子をもつ配偶者	※遺族基礎年金の対象となる子 18歳到達年数の末日(3月31日)を経過していない子 20歳未満で障害年金の障害等級1級または2級の子
71ページ/ 下から3行目	網掛け部分：772,800円(2014年度の年金額)	779,300円(2018年度の年金額)	
72ページ 図3-10内/4行目	18歳未満の子をもつ妻	子をもつ配偶者	
73ページ/ 下から4行目	1割負担	1割負担(一定以上所得者の場合は、2割負担)	
73ページ/ 下から4行目の 文面後に挿入		別紙-1-図表1の【利用者負担の判定の流れ】を参照	出典元：厚生労働省 周知用リーフレット 「平成30年8月から現役並みの所得のある方は、介護サービスを利用した時の負担割合が3割になります」より抜粋
75ページ/1行目	2006年	2005年	

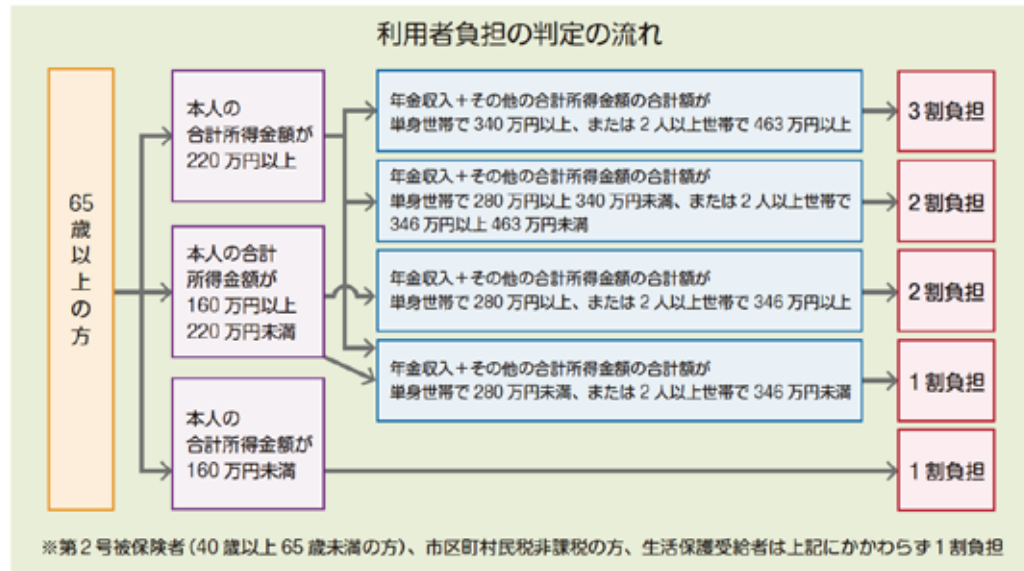
ページ数/行数	誤(改正前)	正(改正後)	補 足														
75ページ/8行目	その後2度にわたって行われ、現在に至っています。	2005年の初めての改正後、3年毎に実施されています。															
75ページ/ 11行目(枠内)	2009年	2008年	2008年度に介護保険改定、2009年に施行														
75ページ/ 17行目(枠内)	2012年	2011年	2011年度に介護保険改定、2012年に施行														
75ページ/ 20行目枠内 網掛け部分に追加		2014年: 予防給付(訪問介護・通所介護)を地域支援事業に移行 特別養護老人ホームを中重度要介護者を支える機能に重点化 低所得者の保険料軽減拡充 一定以上所得者の自己負担引き上げ															
75ページ/ 下から2行目	65歳以上の介護保険料を納付している人で、★要介護1～5または	★65歳以上の介護保険料を納付している人で、要介護1～5または															
77ページ/5行目	1割	1割(一定以上所得者の場合は2割or3割)															
77ページ/ 右側の下の補足	1割負担	1割負担(一定以上所得者の場合は2割負担or3割負担)															
77ページ/ 図表3-14のタイトル	負担の軽減措置(2014年度)	負担の軽減措置(2018年度8月現在)															
77ページ/図表3-14の差替	<table border="1"> <thead> <tr> <th>設定区分</th> <th>対象者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1段階</td> <td>生活保護の受給者、老齢福祉年金受給者(住民税世帯非課税)</td> </tr> <tr> <td>第2段階</td> <td>世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得+課税年金収入が80万円以下の人</td> </tr> <tr> <td>第3段階</td> <td>世帯全員が住民税非課税で、第1段階・第2段階以外の人</td> </tr> <tr> <td>第4段階</td> <td>住民税世帯課税で本人が住民税非課税</td> </tr> <tr> <td>第5段階</td> <td>本人が住民税課税で合計所得金額が200万円未満</td> </tr> <tr> <td>第6段階</td> <td>本人が住民税課税で合計所得金額が200万円以上</td> </tr> </tbody> </table>	設定区分	対象者	第1段階	生活保護の受給者、老齢福祉年金受給者(住民税世帯非課税)	第2段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得+課税年金収入が80万円以下の人	第3段階	世帯全員が住民税非課税で、第1段階・第2段階以外の人	第4段階	住民税世帯課税で本人が住民税非課税	第5段階	本人が住民税課税で合計所得金額が200万円未満	第6段階	本人が住民税課税で合計所得金額が200万円以上	別紙-1-図表2の【負担の軽減措置】を参照	(出典元)厚生労働省 周知用リーフレット「平成29年8月から 月々の負担の上限(高額介護サービス費の基準)が変わります」より
設定区分	対象者																
第1段階	生活保護の受給者、老齢福祉年金受給者(住民税世帯非課税)																
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得+課税年金収入が80万円以下の人																
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、第1段階・第2段階以外の人																
第4段階	住民税世帯課税で本人が住民税非課税																
第5段階	本人が住民税課税で合計所得金額が200万円未満																
第6段階	本人が住民税課税で合計所得金額が200万円以上																
80ページ/ 下から5行目	ケアマネジャー	ケアマネージャー															

ページ数/行数	誤(改正前)	正(改正後)	補 足
96ページ/10行目～	①死亡した人の子または直系卑属 直系尊属とは、父母・祖父母など自分より前の世代で、親子関係で直接つながる系統の親族のことをいいます。養父母も含まれます。なお、叔父・叔母、配偶者の父母・祖父母は含まれません。	①死亡した人の子または直系卑属 直系卑属とは、子・孫など自分より後の世代で、親子関係で直接つながる系統の親族のことをいいます。養子も含まれます。なお、兄弟・姉妹、甥・姪、子の配偶者は含まれません。	
～97ページ/6行目	②死亡した人の父母または直系尊属 直系卑属とは、子・孫など自分より後の世代で、親子関係で直接関係で直接つながる系統の親族のことをいいます。養子も含まれます。なお、兄弟・姉妹、甥・姪、子の配偶者は含まれません。	②死亡した人の父母または直系尊属 直系尊属とは、父母・祖父母など自分より前の世代で、親子関係で直接つながる系統の親族のことをいいます。養父母も含まれます。なお、叔父・叔母、配偶者の父母・祖父母は含まれません。	
97ページ/13行目	③死亡した人の兄弟姉妹 …略… これを相続欠格とといいます。	③死亡した人の兄弟姉妹 …略… これを相続欠格とといいます。	
97ページ/ 下から7行目	③死亡した人の兄弟姉妹 …略… 相続欠格となった場合は、…略…	③死亡した人の兄弟姉妹 …略… 相続欠格となった場合は、…略…	
109ページ/ 13行目	(2)贈与税の申告 …略… 翌年の2月16日から3月15日まで …略…	(2)贈与税の申告 …略… 翌年の2月1日から3月15日まで …略…	
166ページ、 169ページ～ 171ページ	社会保険事務所	年金事務所	

図表 1 利用者負担の判定の流れ

出典元：厚生労働省 周知用リーフレット

「平成30年8月から現役並みの所得のある方は、介護サービスを利用した時の負担割合が3割になります」より抜粋



図表 2 負担の軽減措置

出典元：厚生労働省 周知用リーフレット

「平成30年8月から現役並みの所得のある方は、介護サービスを利用した時の負担割合が3割になります」より抜粋

介護サービスを利用する場合、利用者負担には月々の負担の上限額が設定されており、1か月に支払った利用者負担の合計が負担の上限を超えたときは、超えた分が払い戻される制度です。

対象となる方	平成29年7月までの負担の上限(月額)	平成29年8月からの負担の上限(月額)
現役並み所得者に相当する方がいる世帯の方	44,400円(世帯)	44,400円(世帯)※
世帯のどなたかが市区町村民税を課税されている方	37,200円(世帯)	44,400円(世帯)〈見直し〉 ※同じ世帯の全ての65歳以上の方(サービスを利用していない方を含む。)の利用者負担割合が1割の世帯に年間上限額(446,400円)を設定
世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方	24,600円(世帯)	24,600円(世帯)
前年の合計所得金額と公的年金収入額の合計が年間80万円以下の方等	24,600円(世帯) 15,000円(個人)	24,600円(世帯) 15,000円(個人)※
生活保護を受給している方等	15,000円(個人)	15,000円(個人)

※「世帯」とは、住民基本台帳上の世帯員で、介護サービスを利用した方全員の負担の合計の上限額を指し、「個人」とは、介護サービスを利用したご本人の負担の上限額を指します。